

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	総合設計の許可	根拠条項	法第59の2第1項								
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合設計に係る許可準則について」（昭和61年12月27日住街発93号） ・「総合設計許可準則に関する技術基準について」（昭和61年12月27日住街発94号） ・「総合設計許可準則の一部改正について」（平成2年11月26日住街発148号、平成13年9月10日住街発96号） <p>※建築審査会の同意が必要。</p>										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO	49
							標準経由期間		日		